

宝教委職第 1001 号
令和 3 年(2021 年)1 月 29 日

宝塚市教職員組合
執行委員長 山田 栄治 様

宝塚市教育長 森 恵実子



年度末人事異動に関する第二次申し込みについて（回答）

厳寒の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素より、本市の学校教育の発展にご理解ご協力を賜り、深く感謝いたします。
さて、2021 年 1 月 13 日付「年度末人事異動に関する第二次申し込み」について、以下のとおり回答いたしますので、ご理解賜りますようお願ひいたします。

記

<基本的事項について>

1. 人事異動は本人の意志を尊重して「希望と納得」を基本とし、不当な転退職は行わないこと。

人事異動は本人の希望をできる限り尊重し、納得が得られるよう努めることとしています。また、客観的に不当な転退職は行いません。

ただし、人事異動は市教育委員会の方針等に基づいて最終的に決定しますので、この決定によっては本人の意に沿わない場合があり得ることはご了承ください。

2. 人事異動は全て公平の原則に従い、年令・性別・思想・信条・学歴等による差別的な取り扱いを行わないこと。

もちろん、人事異動は基本的に公平の原則に従い、年令・性別・思想・信条・学歴等による差別的な取り扱いはいたしません。

3. 人事異動に際して、本人の希望だけでなく校長会や宝塚市教職員組合から広く意見を参考にして、「チーム学校」としての機能の発揮するための職員構成と市内全体を考えての配置換となるよう努めること。

人事異動は、宝塚市公立学校教職員人事異動方針、宝塚市公立学校教職員人事異動実施要領及び宝塚市公立学校教職員の人事異動希望の聴取に関する要領により適正に進めていますが、本人の希望や校長会の意見を参考とすることはもとより、宝塚市教職員組合からの意見があれば広く参考にするよう努め、「チーム学校」としての機能を発揮するための職員構成と市内全体を考えての配置換となるよう努めます。

4. 異動希望調査等については、希望者のみが記入することを原則とし、希望のない者まで記入を強制することのないよう実施すること。

宝塚市公立学校教職員の人事異動希望の聴取に関する要領による異動希望調書は、原則として、管理職を除く全県費負担教職員に提出を求めており、異動希望のない教職員にも提出を求めますのでご了承ください。

なお、宝塚市公立学校教職員人事異動方針及び宝塚市公立学校教職員人事異動実施要領による異動対象となる教職員本人には、異動希望先を記入するよう説明していますが、強制するものではありません。

<退職について>

1. 本人の自発的希望によらない退職の強要は、一切行わないこと。また、性別・共働き・資格・職種等による差別的な取り扱いはしないこと。

退職の強要や差別的な取り扱いは行いません。

2. 退職しない者に対する懲罰的な転任・転補、及び退職予約等の条件を強要しないこと。

退職者の懲罰的な異動や退職予約等の条件を強要することはありません。

<配置換等について>

1. 本人の意志を無視したり、予告なし・報復的・懲罰的な意味をもつ配置換等は行わないこと。特に教育実践に関わる事柄を理由とした強制的な配置換等は報復的・懲罰的因素があるので行わないこと。

人事異動に関しては、宝塚市公立学校教職員人事異動方針、宝塚市公立学校教職員人事異動実施要領及び宝塚市公立学校教職員の人事異動希望の聴取に関する要領により、適正に進めていきます。

「教育実践に関わる事柄」とは何を指すのか、やや広範に失するため回答できませんが、教職員の希望や配慮すべき事項は、可能な限り対応したいと考えます。

2. 同一校在籍年数など、年数を区切っての画一的な異動の強要は行わないこと。

年数を区切って画一的、一律的な異動の強要は考えておりませんが、様々な考慮要素のうち、同一校在籍年数も考慮要素の一つとなります。

3. 別居を余儀なくされたり、家庭生活の破壊をまねくような配置換等は行わないこと。
- また、妊娠婦、乳幼児をもつ教職員、病気回復直後の教職員、あるいは家庭に特別な事情のある教職員は、特に本人の意志を尊重するなど、身体的・家庭的条件などを十分考慮すること。

教職員の希望や配慮すべき事項を参考にし、とりわけ育児や介護に関しては、可能な限り対応したいと考えております。

4. 管外にわたる異動は、希望者のみに限ること。

市外の公立学校への異動は、原則として、本人の申出によります。

5. 校種間の交流は、希望者のみに限ること。

校種間の異動は、原則として、本人が希望した場合に対象とします。

6. 異動に関する予告は、内示の 10 日前に行い、内示は発令の一週間前までに本人に通知すること。ただし、広域人事異動があることをふまえて、最初の通知は管外異動通知と同時期に行うこと。

異動内示の数日前に、異動対象者に対して異動先の学校名をお知らせし、異動内示までの間、必要に応じて異動先を調整するために実施していた「予告」は廃止しますので、管外異動通知と同時期に最初の通知を実施することは困難です。

7. 統廃合にかかる学校の教職員の異動については、勤務校の希望を配慮すること。

教職員の希望や配慮すべき事項は、可能な限り対応したいと考えております。

<人事行政上の問題について>

1. 県公立学校採用候補者名簿登載者の中で、本市で勤務経験のある臨時採用教職員を優先的に採用すること。

任用（採用）は県教育委員会の権限です。

2. 定員の完全配置を行うこと。やむを得ない場合を除き、定員内臨時採用を行わないこと。

定員の完全配置が実施されるよう、県教育委員会に要望します。

3. 「年度当初」の在籍児童・生徒数及び学級数を正確に把握し、「4月1日人事」を行うこと。

県教育委員会により、教職員の配置基準日は、学級編制基準日（1年生は入学式の日、その他の学年は始業式の日）としています。

4. 新採用者の配置は、学校の教職員数・規模等を考慮して行うこと。

適正に配置する予定です。